

特許権	判決年月日	平成30年9月6日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	平成29年(行ケ)第10210号		
<p>○ 発明の名称を「眼科用清涼組成物」とする発明について、特許請求の範囲における「平均分子量が2万～4万のコンドロイチン硫酸或いはその塩」にいう平均分子量が、本件出願日当時、重量平均分子量、粘度平均分子量、数平均分子量等のいずれを示すものであるかについて、明細書におけるコンドロイチン硫酸又はその塩及びその他の高分子化合物に関する記載を合理的に解釈し、当業者の技術常識も参酌して、その平均分子量が何であるかを合理的に推認することができることから、明確性要件を充足するものとした事例。</p>				

(事件類型) 審決(無効)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法36条6項2号

(関連する権利番号等) 特許第5403850号, 無効2015-800023号(本件審決), 平成28年(行ケ)第10005号(第一次判決)

判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「眼科用清涼組成物」とする発明に係る特許の無効を認めた審決の取消訴訟であり、争点は、明確性要件違反の有無である。

2 本判決は、以下のとおり判示して本件審決を取り消した。

本件訂正後の特許請求の範囲にいう「平均分子量が2万～4万のコンドロイチン硫酸或いはその塩」にいう平均分子量が、本件出願日当時、重量平均分子量、粘度平均分子量、数平均分子量等のいずれを示すものであるかについては、本件訂正明細書において、これを明らかにする記載は存在しない。もっとも、このような場合であっても、本件訂正明細書におけるコンドロイチン硫酸又はその塩及びその他の高分子化合物に関する記載を合理的に解釈し、当業者の技術常識も参酌して、その平均分子量が何であるかを合理的に推認することができるときには、そのように解釈すべきである。

本件訂正明細書には、「本発明に用いるコンドロイチン硫酸又はその塩は公知の高分子化合物であり、平均分子量が0.5万～50万のものを用いる。より好ましくは0.5万～20万、さらに好ましくは平均分子量0.5万～10万、特に好ましくは0.5万～4万のコンドロイチン硫酸又はその塩を用いる。かかるコンドロイチン硫酸又はその塩は市販のものを利用することができ、例えば、生化学工業株式会社から販売されている、コンドロイチン硫酸ナトリウム(平均分子量約1万, 平均分子量約2万, 平均分子量約4万等)が利用できる。」(段落【0021】)と記載されている。

上記の「生化学工業株式会社から販売されているコンドロイチン硫酸ナトリウム(平均分子量約1万, 平均分子量約2万, 平均分子量約4万等)」については、本件出願日当時、

生化学工業株式会社は、同社製のコンドロイチン硫酸ナトリウムの平均分子量について重量平均分子量の数値を提供しており、同社製のコンドロイチン硫酸ナトリウムの平均分子量として当業者に公然に知られた数値は重量平均分子量の数値であったことからすれば、その「平均分子量」は重量平均分子量であると合理的に理解することができ、そうだとすると、本件訂正後の特許請求の範囲の「平均分子量が2万～4万のコンドロイチン硫酸或いはその塩」にいう平均分子量も重量平均分子量を意味するものと推認することができる。

加えて、本件訂正明細書の上記段落に先立つ段落に記載された他の高分子化合物の平均分子量は重量平均分子量であると合理的に理解できること、高分子化合物の平均分子量につき一般に重量平均分子量によって明記されていたというのが本件出願日当時の技術常識であることも、本件訂正後の特許請求の範囲の「平均分子量が2万～4万のコンドロイチン硫酸或いはその塩」にいう平均分子量が重量平均分子量であるという上記の結論を裏付けるに足りる十分な事情であるということが出来る。

よって、本件訂正後の特許請求の範囲の記載は明確性要件を充足するものと認めるのが相当である。